

○議長（土井裕美子君） 順番3、18番 中本さん。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君） それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。今回は介護保険料ということで、一点のみお伺いしたいと思います。

介護保険制度は予防と安心で暮らしを支える制度で、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。介護保険を支える財源は、公費が50%、内訳は国25%、都道府県12.5%、市区町村が12.5%、そして、40歳以上64歳以下の保険料が27%、65歳以上の保険料が23%となっております。

この介護保険制度は平成12年から始まり、旧橋本市の保険料の基準額は、平成12年から14年で月2,653円、保険料は3年ごとに見直され、合併時には4,859円、現在は月6,630円あります。合併後を見ても、1,771円のアップとなっています。低所得者、高齢者の皆さまにとりまして、大変大きな金額となっております。

本市として、この現状をどのように捉まえているのか。また、団塊の世代が後期高齢者となっていく中、本市の介護保険料の予測をどのように考えているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。明快なる答弁よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君） 18番 中本さんの質問、介護保険料に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君） 介護保険料についてお答えします。

介護保険は国や都道府県、市区町村が負担

する公費と40歳以上の被保険者一人ひとりが納める介護保険料を財源として運営されています。

介護サービスの提供に係る費用のうち、利用者が支払う自己負担分を除いた費用は、介護給付費としてサービス提供事業者を支払われます。平成30年度から令和2年度における介護給付費の財源内訳については、国、都道府県、市区町村の公費は50%、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料は27%となっています。

介護保険制度では3年ごとに介護保険事業計画を策定し、その間で必要となる介護給付費の見込みを立て、介護保険料を算定することとなっております、3年に1度、見直されます。

また、この見直しに合わせ、介護給付費に占める第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合についても、国において全国規模での人口比率をもとに見直しが行われます。

次に、介護保険料の算定方法ですが、第2号被保険者の介護保険料は加入している各種健康保険、国民健康保険など医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して各医療保険者に納められます。

一方、第1号被保険者の介護保険料については、各市区町村において介護給付費を賄うよう算出した基準額をもとに決められます。この基準額の決め方ですが、各市区町村において必要な介護給付費に65歳以上の方の負担割合、現在の介護保険料の場合は23%を掛けて、その額を当該市区町村の65歳以上の方の人数で割ることによって算出します。各市区町村によって必要な介護給付費や65歳以上の方の人数は異なりますので、当然この基準額

も各市区町村によって異なります。

このように算出した基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう、本人や世帯の課税状況や本人の所得に応じ、さらに段階別に定めた保険料率を掛けることにより介護保険料を決定します。

平成12年4月より施行された介護保険制度は19年が経過し、高齢者を社会全体で支える社会保障制度の一つとして定着していますが、一方で、要支援・要介護認定者数の増加とそれに伴う介護給付費の増加が進み、その結果、議員おただしのように、介護保険料についても基準額の月額ベースで、制度開始当初の旧橋本市2,653円、旧高野口町2,616円から、市町合併時の4,859円、そして、現在の6,630円と上昇を続けています。

また、今後、団塊の世代と呼ばれる方々が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、現在よりも約1,000円増加し、7,600円になるものと現時点で推計しています。

本市に限らず、多くの市区町村において介護保険料が上昇傾向にあるため、国の制度改正により、平成27年度の介護保険料から第1段階の方に対し、また、本年度からはさらに第3段階までの方に対し公費を投入することにより、低所得者の介護保険料の軽減を図る仕組みが設けられ、本市におきましても実施しています。

また、介護保険料の段階設定につきましても、国は標準の段階設定を9段階と定めていますが、市区町村の判断により段階の細分化が可能とされていることから、本市ではより所得や世帯の状況に応じた負担となるよう、国の標準9段階をさらに細分化し、11段階としています。

全国のペースを上回るスピードで高齢化が進む本市において、介護保険料の上昇は避けることはできないものと考えますが、今後の

介護保険料の見直しの際も制度が認める範囲内で、第1号被保険者、特に低所得者に対する費用負担の配慮に努めるとともに、少しでもその上昇幅を抑えることができるよう、サービス提供事業者に対する適切な助言・指導等を行うことにより、介護給付費の適正化や介護予防事業などに取り組んでいきます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）明快なる答弁ありがとうございました。

ここで早速また質問させていただきますけれども、本市は確かに、先ほど答弁にあったように、全国のペースよりも非常に速いスピードで高齢化が進んでいるということですが、現在は人口の約32%ですか、が高齢化ということで聞いておりますけれども、3人に1人は高齢化ということですよ。非常に高い高齢化だと思います。

ここで伺いたいのは、第2号被保険者である40歳から64歳の方の保険料について、40歳から64歳は本市の人口からして何割程度いるのかいうのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

令和元年8月1日現在の数字ですが、本市の人口は6万2,542人となっています。そのうち40歳から64歳の第2号被保険者の人口ですが、2万752人となっております。総人口に占める割合は33.2%となっています。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

ここで、私、近隣の介護保険についてちょっとご紹介させていただきたいと思います。本市におきましては、所得段階を11段階、そ

して、10段階が400万円から600万円未満、そして、11段階が600万円以上となっております。隣の紀の川市は本市と同じく11段階。しかし、10段階で500万円から800万円、11段階で800万円以上ということになっております。そして、河内長野市は13段階です。11段階が600万円から800万円、12段階が800万円から1,000万円、そして、13段階が1,000万円以上。五條市も河内長野市と同じ13段階であります。そして、かつらぎ町は11段階。そして、10段階が400万円から700万円、11段階で700万円以上となっております。九度山町は9段階。8段階で200万円から300万円、9段階で300万円となっております。

先ほど部長の説明にありましたように、保険料の基準額というのは、やはり各市町村によって違います。本市は現在、基準額は月6,630円になっておりますけれども、紀の川市も6,667円。本市とそう変わりません。しかし、河内長野市は11万2,000ほどの人口ですけれども、基準額は5,800円。約800円ほど低いですね、本市より。そして、五條市も同じ、基準額は6,450円。そして、かつらぎ町は基準額が7,650円と非常に高いですよ。そして、九度山町が6,480円と。

これは、ですから、人口が多いから高い、人口が少ないから低いということではなくて、やはり、いかに介護サービスを利用したかどうかということですよ。

そこで、私がお伺いしたいのは、所得段階を今の11段階を12段階、13段階に上げる必要はないのかなど。上げる考えはありませんか。例えば、今の11段階は600万円以上ですけれども、それを600万円から800万円、そして、12段階を800万円から1,000万円未満、13段階を1,000万円以上というふうに、そういうふうに所得段階を変える考えはありませんか。お伺いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほどの答弁でも言わせていただいたように、国の基準が9段階ということで、400万円以上が一律ということで、本市としては低所得者の配慮ということもあって11段階にしています。600万円以上を一律にしているわけですけども、今、議員おただしのように、ほかのところでは800万円以上をまた分けたり、いろいろなやり方をやっているんですけども、本市がこの方法をとったときの調査ということで、今現在の第11段階の方というのが全体の1%弱ぐらいしかおりません。ということで、これをもし細分化したとしても非常に影響が少ないということで、11段階にした、600万円以上で一律にさせていただいたという経過があります。

今のところ、これについては変える予定はございませんけれども、国の制度が変わりましたり、非常に低所得者の負担が多くなってきたりとか、今後、次の3年間に向けての介護保険の制度の見直し、本市としてもそういう委員会をやっていくんですけども、その段階で皆さんの意見を聞いて考えたいと思いますけれども、今のところ、先ほど言いましたように、1%ということで影響力が少ないということで、今のところ変更の予定はございません。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）わかりました。今、聞いてびっくりしたのは、600万円以上の所得の人が全体の1%。そんなもんですか。ちょっと驚きましたけども。

そこで、私、お聞きしたいのは、65歳以上の高齢者、第1号被保険者、この人の納め方というのは、もう皆さんもご存じのとおり、年金から天引きということですよ。私これ知らなかったんですけども、二通り納め方がありまして、年金が18万円以上の方は引き落

としということですが、年金が18万円未満の方には納付書、そして口座振替ということですよ。

私、心配するのは、口座振替ならまだしもですけども、納付書となれば滞納する方もいるんじゃないのかなという、私そういう考えもあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

第1号被保険者の介護保険料の納め方ですけども、先ほど議員おただしのように、受給している年金によって、額によって2種類に分けられます。年金が年額18万円未満の方については、納付書や口座振替での納付となっています。これを普通徴収と呼んでいます。一方、年金が18万円以上の方につきましては、年金から差し引かれることとなり、これを特別徴収と呼んでいます。

ただ、年金が18万円以上であっても、年度途中で65歳になったときとか、年度途中で他の市町村から転入してきたときとか、そういうときについては一律的に普通徴収となることがあります。

年金が年額18万円以上の方につきましては、年金天引きによることから滞納はないんですけども、年金が年額18万円未満の方、また、年額18万円以上であっても一定の条件に該当する方については、納付書、口座振替によるということになります。滞納されている方もおります。

滞納者ですけども、昨年の滞納額ですけども、滞納者は340人、滞納額は2,199万5,301円となっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）やはりいてるでしょうね。私もそう感じました。

ただ、口座振替でしたら、通帳に残高がある限り、それで大丈夫ですけども、納付書となればやはりそういう心配もあるなど、私、今、思って質問させていただきましたので、よくわかりました。

そして、私も知らなかったんですけども、この時効は2年で時効ですね、これ。滞納者の事項というのは2年ですね。それは不納欠損で落とすということですけども、これはやっぱり、滞納者に対して、1年、1年半、2年の滞納者に対して、本市としてももちろん催促状等々をもってしておるとは思いますけども、どのような対応をとっているのか。そして、滞納された方の処分というんですか、どういふふうになるのかというのを伺いできますか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）滞納者につきましては、先ほど議員おただしのように、介護保険料の滞納については2年が時効となっておりますけども、徴収には務めております。滞納者に対するペナルティというのは国で定められたペナルティが当然ございます。

ちょっと説明させていただきますと、災害など特別な事情がない場合、保険料の滞納の期間とか額によりまして、介護サービスを利用した際の利用者負担の割合を1割、2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げるといった措置が行われます。ほかにもあるんですけども、本市としてはこういうペナルティをしっかりとやっていっているような形となっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）よくわかりました。

次にお伺いしたいのは、第2号被保険者、要するに、40歳から64歳までの方の保険料の納め方というのは、各種健康保険ですか、そ

れと国民健康保険から医療費とともに一括して納められているということですが、ここで私が聞きたいのは、この第2号被保険者の中の滞納者とかそういうのは、やっぱり把握しているのかどうかについてお伺いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）第2号被保険者につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、各種保険で支払いということになっています。制度上、第2号被保険者の介護保険料を市が直接徴収しているものではありませんので、その納付状況については把握できていないのが今の現状であります。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）結局、早くいえば、市が徴収していないからわからないということですよ。そういうことでいいんですかね。

できれば、私、先ほども言いましたように、口座振替ぐらいにしたらいいのになと、これは国のあれやから仕方ありませんけども、そういう心配もしますけども、これも国のほうで決まっていることやから仕方ないと思うので、ここではこれで結構です。

次にお伺いしたいのは、介護給付費です。3年ごとにごつつう上がっていますよね。始まった平成12年度は、旧橋本市ですけども、2,600円台だったかな。そして、合併した当時の18年度は4,800円台だったと思うんです。現在は6,630円ということで、すごいですよ、上昇幅が。

この介護給付費について、本市としてはどのように考えているのか、対応策というのは持っているのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）多分、議員おただしの件については、介護給付費の件でよ

ろしいですか。

介護給付費につきましては、予算ベースで平成18年度から31年度までを比較すると、約40%増加しています。介護保険料については先ほどの答弁にありましたけども、介護給付費についても約40%増加しています。

介護給付費につきましては、大きな目的としまして、高齢者が住みなれた地域でいきいきと自分らしく生きることができるよう、さまざまな介護予防事業を実施しています。特に本市では、体力の維持・向上や転倒予防を目的に、個別プログラムによる踏み台昇降や筋力トレーニングを行うげんきラリー教室、会話や交流を通じた閉じこもり予防や生きがいづくりを目的に、地域の高齢者が気軽に集まり、楽しく憩える場所として、ボランティアグループが主体となって運営する地域ふれあいサロン、各種トレーニングマシンによる健康維持、筋力アップなど個々のニーズに合わせたトレーニングができるよう本市保健福祉センター内に設置しているいきいきルーム等があります。このほか、各地域で出前講座も実施しておりまして、地域の皆さまと介護予防に取り組んでいます。

今後、高齢化がどんどん進んでいくんですけども、こういう事業をもう少し発展させて、介護給付費については上がることになるんですけども、介護予防対策ということで、本市としても精いっぱいのことややっていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）私も、本市は介護予防対策については、確かに他の自治体に負けないぐらいにやってくれているというのはよくわかります。

そこで一つ、私、要望というんでしょうか、申し上げたいことは、今現在、保健福祉センターで、いきいきルームありますよね。これ

私の友達も、また、知り合いもたくさん利用していますので、私もよく顔を出すんです。ほしたら、皆さん本当に、満室の中で気持ちよく汗を流している。

という中で、この中で私の要望したいのは、このいきいきルーム、この施設は、できることなら西の高野口町で一つ、そして、東部で一つ、北部に一つと開設してくれることが、介護給付費の減額にもなるんじゃないのかなと、長い目で見たらですよ、私は思うんですけども、この件については財政的な問題もありますので、今すぐとは申しませんが、そういうのもできたら頭の中に入れておいてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。難しいですか。

いいです。そうしたら、それは私の要望ということで抑えておきます。ここでの発言というのは大きな問題ですので、それこそ部長がなかなか答弁できる問題ではないと思うので、それはそれでいいと思います。部長の判断されるのは難しいと思うし、これは本来をいえば、市長に聞くのがいいんですけども、今の財政を見たときは、私もそんな無理なこととも言えないと思うので、要望にとどめておきます。

という中で、私が今回なぜこの介護保険料について質問したかといいますと、私の知人の方が言われるんです。「中本さん、介護の保険料が上がるばかりやな。我々にとってはほんまに大変、しんどいわ」と言うてる。それは真実。

その後、「まあ、国が決めることやさかいな」と。それは違いますよと。この介護の保険料は、これは各自治体が決めることであって、国が決めるものでもないということです。ということを私、説明したんです。

ということは、なぜ聞いたかという、やはりこういうふうに、まだ完全にご理解して

おられない方も一部にはいてるんだなと思い、私はこの場で説明をさせていただいて、そしてまた、この私の質問を聞いていただいて、また、これからの、今後の、次の議会だよりを見ていただいて、「あ、なるほど、これは我々が頑張ったら保険料も少しは下がるんやな。しかし、頑張らないと上がるんだな」ということを正確に知ってほしいなという思いで質問させていただいたということです。

この給付額ですか、介護の、これを皆さんもご存じと思いますけども、やはりいかに介護サービス費を使ったかということですよね。これによって値段が変わると。それに介護負担率の23%を掛けたやつを自治体の高齢者数で割ったお金が出てくるということですよね、基準額は。

そういう中で、やはり、そういうことでこれからも介護予防等々に力を入れていただくことは、介護給付費の減額にもつながるということです。大いに介護予防に頑張りたいということを要望しまして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さんの一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）申しわけありません、先ほどの中本議員の一般質問の中で1件訂正がありますので、よろしくお願ひします。

所得段階についての再質問に対する答弁の

中で、国の基準が9段階で一律400万円以上とお答えしましたが、300万円以上の間違いでした。よろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）中本議員、ご了承いただけますか。

それでは、訂正の上、皆さま、ご了承のほどよろしくお願いいたします。